

京都市の公共工事を受注されるに当たって

京都市の公共工事を受注された事業者の方に守っていただきたい重要事項を記載しています。

公共工事の円滑な実施による都市基盤整備の推進、市内中小企業の受注機会の増大による地域経済の活性化等の観点から、御協力をお願いします。

1 市内中小企業の受注等の機会の拡大について

地域経済の活性化及び雇用の創出、地域コミュニティの発展等のためには、市内中小企業の持続的な発展が不可欠であることから、京都市（以下「本市」という。）は、京都市公契約基本条例（以下「条例」という。）に基づき、政府調達協定の対象契約や高度な技術を要する契約といった特別な事情がある場合を除き、市内中小企業に公共工事等を発注するよう努めています。

そのため、条例では、受注者に限らず下請負人等についても、市内中小企業と契約を締結するよう努めるものと定めています。

下請契約等を締結するときは、条例の趣旨を御理解いただき、次の事項について御協力ください。

- (1) 下請負人は、市内中小企業の中から選定するよう努めてください（条例第8条及び工事請負契約書第8条）。
- (2) 下請負人に対し、2次以下の下請負人も市内中小企業の中から選定するよう努めることを働き掛けてください（条例第8条及び工事請負契約書第8条）。
- (3) 建設資材、建設機械、原材料等は、市内中小企業から調達するよう努めてください（条例第9条及び工事請負契約書第8条）。

2 下請負契約及び現場代理人等に係る通知書の提出について

- (1) 本市と契約を締結する際や、下請負人を選定・変更した際は、2次以下の下請負人を含め「下請負契約等の通知書・変更通知書」を提出してください（工事請負契約書第7条）。
- (2) 市内業者を下請負人に選定できなかったときは、理由を確認させていただくため、2次以下の下請負人を含め「市外業者選定理由書」を提出してください。
- (3) 本市と契約を締結する際や、現場代理人等を変更する際は、「現場代理人等通知書・変更通知書」を提出してください（工事請負契約書第12条）。

3 下請契約の適正化について

下請契約を締結するときは、下請代金支払遅延等防止法、建設業法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の関係法令に基づき、公正な契約を締結し、信義に従って誠実に履行してください（条例第26条）。

次の事項については、特に留意してください。

- (1) 下請契約においては、必ず契約書を作成し、適正な工期及び工程を設定してください（建設業法第19条）。
- (2) 下請代金の設定については、施工の責任範囲及び施工条件等を合理的に反映するとともに、特段の支障がない限り、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費や労務費その他の経費の内訳を明示した見積書の作成、それに基づく協議その他の適正な手続を行ってください。特に、労務費の見積りについては、適正な賃金単価に加え、その他の必要な経費を確保するよう働き掛けてください。

なお、見積書の様式については、国土交通省のホームページにおいて、各専門工事業団体が作成した標準見積書が公表されていますので、活用してください（国土交通省のホームページのサ

イト内検索で「標準見積書」と入力するとアクセスできます。）。

- (3) 建設業法の趣旨を踏まえ、下請負に係る工事の施工に関し、下請負人の指導に努めてください。
- (4) 下請代金の総額に関わらず、下請契約を締結した時点において、必ず再下請負通知書、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを本市に提出したうえで、工事現場ごとに備え置いてください。
- (5) 本市から前払金の支払を受けたときは、下請負人に対し、資材の購入及び労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として現金（振込みを含む。）で支払うよう、適切に配慮してください（建設業法第24条の3第2項）。
- (6) 本市から請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後の支払を受けたときは、適切に支払対象の工事を施工した下請負人に対し、速やかに現金（振込みを含む。）で支払うよう配慮してください。

4 適正な労働条件の確保

- (1) 建設労働者の雇用に当たっては、労働基準法、最低賃金法、労働者災害補償保険法及び労働安全衛生法その他の労働関係法令を遵守し、労働条件の改善及び労働災害の防止に努めてください。
- (2) 建設労働者の社会保険未加入対策の更なる強化を図るため、請負代金内訳明細書に法定福利費（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の事業主負担分）を明示してください。また、金額によっては、算出根拠をお尋ねすることがあります。
- (3) 建設労働者の福祉の増進及び雇用の安定を図るため、建設業退職金共済制度の適切な運用に努めてください。
- (4) 各局の対象公契約における労働者等からの労働関係法令の違反に関する通報・相談を受け付ける窓口（専用電話）を契約担当課に設置しています。
 - ・市長部局の対象公契約：行財政局管財契約部契約課 075-222-4411
 - ・交通局の対象公契約：交通局企画総務部総務課契約担当 075-863-5095
 - ・上下水道局の対象公契約：上下水道局総務部契約会計課 075-672-7728

5 暴力団排除の徹底

- (1) 本市は、あらゆる契約からの暴力団排除を推進しています。契約の相手方が暴力団員等又は暴力団密接関係者であると判明した場合は、契約を解除し、違約金を徴収します。
- (2) 京都市暴力団排除条例に基づき、本市の公共工事に関連して契約（下請工事、物品購入等）を締結する際は、締結しようとする契約金額が150万円以上であるときは、その相手方から暴力団員等でないことの誓約書を徴し、5年間保管してください。
- (3) 暴力団からのあらゆる不正な要求を断固として拒否し、被害を受けた場合は発注者及び警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行ってください。

市役所	京都市行財政局管財契約部契約課 〒604-8571（専用郵便番号） 中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 電話075-222-3311 FAX075-222-3317
交通局	京都市交通局企画総務部総務課契約担当 〒616-8104 右京区太秦下刑部町12 電話075-863-5095 FAX075-863-5099
上下水道局	京都市上下水道局総務部契約会計課 〒601-8116 南区上鳥羽鉾立町11-3 電話075-672-7728 FAX075-682-0286

（令和4年7月）